

有田市公共施設予約管理システム利用者登録規程

令和4年3月1日（制定）

（目的）

第1条 本規約は、有田市公共施設予約管理システム（以下「本システム」という。）を利用したインターネット仮予約申請（以下「仮予約申請」という。）の利用者の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

（仮予約申請をすることができる施設）

第2条 本システムを利用して仮予約申請をすることができる施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げる施設とする。

- (1) 有田市文化福祉センター
- (2) 有田市民会館

（利用者登録）

第3条 仮予約申請をしようとする者は、教育委員会に対し事前に対象施設毎に有田市公共施設予約管理システム利用者登録申請書（別記第1号様式）を提出し、登録を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請を審査し、申請内容に不備等がない限り利用者登録を行うとともに、登録された者（以下「登録者」という。）に対しパスワードの交付を行うものとする。
- 3 登録者は、本システム上でパスワードを任意のものに変更することができる。
- 4 登録者は、パスワードを厳重に管理し、パスワードが漏洩したこと等により、登録者に損害が生じたとしても有田市又は有田市教育委員会は何らその責を負わない。

（法令等の遵守）

第4条 本システムを利用する者は、対象施設に係る条例、施行規則、使用条件の他、有田市公共施設予約管理システム利用規約を遵守するものとする。

（利用者登録の取消）

第5条 教育委員会は、利用者登録をした者が、次の各号のいずれかに該当すると教育委員会がみなしたときは、利用者登録を取り消すことができる。

- (1) 対象施設の使用に際し、法令その他各施設の使用許可条件に違反するなど、対象施設の管理や運営に支障を来す行為を行った者
- (2) 対象施設の使用に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸した者
- (3) 本システムを不正に使用した者
- (4) 前各号の他、対象施設及び本システムの管理や運営に支障を来す行為をした者

付 則

この規約は令和4年3月1日に施行する。